

相続登記必要書類

申請内容により、下記以外の書類が必要となることがあります

書類		入手先	遺産分割協議	法定相続	遺言
亡くなった方	戸籍謄本	本籍地市区町村 ※	○	○	○
	住民票の除票	住所地の市区町村	○	○	○
相続する方	戸籍謄本(相続人全員)	本籍地市区町村 ※	○	○	○
	印鑑証明書	住所地の市区町村	○	○	○
	住民票	住所地の市区町村	○		
固定資産税評価証明書		市区町村から送付	○	○	○
登記申請書		法務局	○	○	○
遺産分割協議書			○		
遺言書					○
登記簿謄本		法務局	○	○	○
相続関係説明図			△	△	△
相続放棄申述受理証明書			△	△	
委任状			△	△	△

※本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫の戸籍については、本籍地以外でも請求可

【津地方法務局 伊勢支局】

伊勢市岡本1-1-13（伊勢法務合同庁舎）
宇治山田駅、伊勢市駅より徒歩約10分
登記手続き電話予約 0596-28-6158
窓口対応時間 午前9時から午後5時まで



【登録免許税】

土地、建物それぞれ0.4%

【不動産取得税】

非課税

MEMO

遺産分割協議書

共同相続人は以下被相続人の相続について、下記のとおり遺産分割の協議をした。

被相続人氏名	〇〇 〇〇(昭和〇年〇月〇日生)
被相続人本籍地	三重県鳥羽市池上〇〇一〇
被相続人最後の住所地	三重県鳥羽市鳥羽7丁目1番2号
相続開始の日	令和〇年〇月〇日

記

被相続人〇〇 〇〇の遺産について、相続人全員で遺産分割協議を行い、相続財産のうち、下記不動産は□□ □□が相続することに合意した。

【土地】

所在	三重県鳥羽市鳥羽7丁目
地番	1番2号
地目	宅地
地籍	300.00㎡

【建物】

所在	三重県鳥羽市鳥羽7丁目1番2号
家屋番号	2番
種類	居宅
構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階80㎡ 2階70㎡

以上の協議の成立を証明するため本協議書を作成し、相続人全員が署名、押印の上各自1通ずつ保有する。

令和×年×月×日

【相続人】

氏名	□□ □□
住所	

実印

氏名	△△ △△
住所	

実印